

編集室

平成の終了と消費税の歴史

年も明けて平成31年となりました。平成の元号も今年で終了が決定しています。明治以来一世一元の制度が続いていましたが、今回天皇自身の判断で崩御前に皇位継承を行い元号の変更が行われます。また、今年の10月にはいよいよ消費税が10%となります。今回の増税に対しては「軽減税率」の導入が行われますが、日本に消費税が初めて掛けられたのが今から30年前の平成元年4月からでした。それまで日本には消費税制度がなく当時のほとんどの先進国では直接税としての消費税が導入されていた記憶があります。日本でも昭和54年に大平内閣が初めて「一般消費税」導入を閣議決定しますが選挙に大敗し廃案となり、竹下内閣でやっと3%の消費税法が成立、実施されましたが内閣はすぐに退陣に追い込まれています。平成9年に5%に引き上げられた以後幾多の内閣が引き上げを模索しましたが国民の理解を得られず、やっと第二期安倍内閣の平成26年に17年ぶりに8%に引き上げられ今回の10%へと引き継がれます。

自分が最初に消費税を実感したのは、平成元年4月の朝、いつものように勤務先の病院の前にあるパン屋に朝食用のパンを買って100円の支払いをしたところ「3円足りないよ!」と言われたことです。「そっか、これからは書いてある定価に1.03倍の計算をしなければならないんだ」

以後この計算が面倒だったのですが、徐々に商品には消費税込みの価格表示が浸透していきその猥雑さは解消されていきました。以後年を取るとともに高額なものを買わなければいけない機会も増えていき、消費税とは馬鹿にならないものと実感していきます。

われわれ医療に係わる者にとっては、消費税は医療経営にとっても大きな問題です。すなわち保健医療に関して消費税は非課税ですが、医療機関の経費には消費税が掛かっておりその部分は自己負担となり、いわゆる「損税」といわれる控除対象外消費税が重くのしかかるからです。この問題に関しては日本医師会などから損税解消に向けての要望が続けられていますが、解決には至っていません。そもそも消費税導入の主な目的は当初から高齢化に伴う医療費の増大や公的年金に充てることが盛り込まれていました。今回の10%引き上げで特に高額医療機器などの設備投資が必要な公的病院の負担はますます増していきます。

平成が終わり新しい元号の時代に日本は消費税が10%になります。平成の時代に始まった消費税は、これからも国民の日常生活での理解を得ながら有効に活用されることを願う次第です。

(玉木 正治)

広島県医師会速報 2019年(平成31年)1月15日

- 発行所／一般社団法人 広島県医師会 〒732-0057 広島市東区二葉の里三丁目2番3号 TEL 082-568-1511 FAX 082-568-2112
広島県医師会HP <http://www.hiroshima.med.or.jp/> E-mail: kouhou@hiroshima.med.or.jp
- 編集者／広島県医師会会長 平松 恵一
(広報委員) 山中 祐介、小園 亮次、加世田ゆみ子、片山 紀彦、小山 祐介、隅田 昌之、田中 民江
谷 充理、津田 敏孝、檜山 桂子、吉田 良順、桑原 正雄、岩崎 泰政、藤井 康史
- 印刷所／レタープレス株式会社 〒739-1752 広島市安佐北区上深川町809番地の5 TEL 082-844-7500 FAX 082-844-7800